



福岡県
農村民宿・民泊
開業の手引き

目次

1 はじめに	02
2 農村民宿と農村民泊	03
3 農村民宿開業までの流れ	04
4 農村民泊開業までの流れ	12
5 開業チェックシート	16
参考資料	
・ 県内の農泊地域協議会一覧	18
・ 開業後に検討すること	19
・ 相談窓口一覧	20
・ 参考様式	27

1 はじめに

近年、都市に住む方が農山漁村地域を訪れ、豊かな自然や地域の文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）が盛んとなっています。農山漁村での滞在型体験旅行ニーズの高まりとともに、宿泊施設及び交流拠点として、農林漁業体験民宿が注目されています。

これまでは、農林漁業体験民宿を開業するには、旅館業法の営業許可を受ける必要がありましたが、平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行されたことにより、同法の届出による開業が可能となりました。

本書では、旅館業法による許可を得た施設を「**農村民宿**」、住宅宿泊事業法による届出を行った施設を「**農村民泊**」と定義し、実際に農村民宿・農村民泊を開業する際の手続きをまとめるとともに、本県の農村民宿・農村民泊の取組について紹介します。

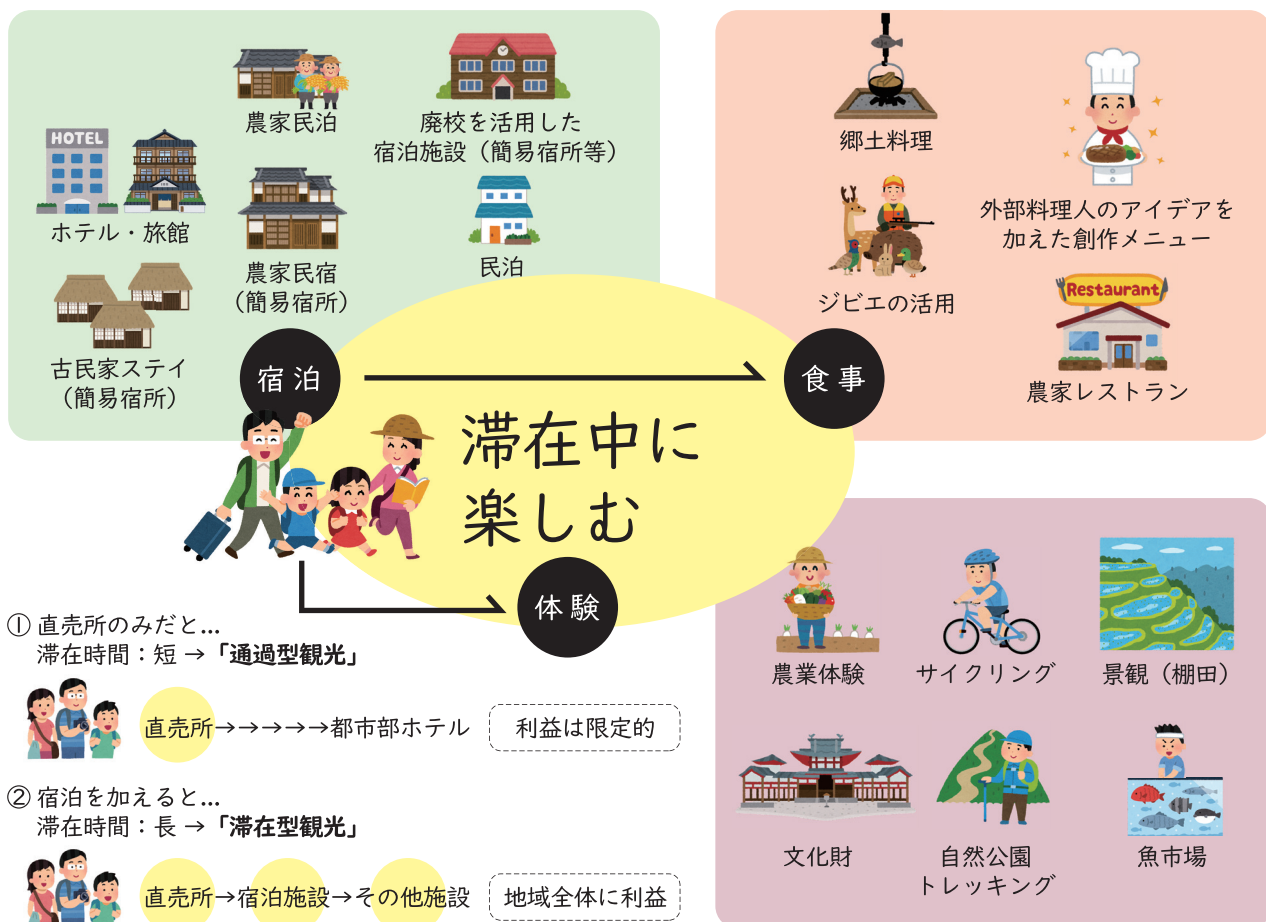
コラム 「農泊」ってなんですか？

農泊とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験などを楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいいます。

具体的には、農村民宿や廃校を活用した宿泊施設に宿泊するとともに、農業などの体験や郷土料理などの食事を楽しむ旅行のことです。

農泊を推進することで、農村民宿・民泊を営む方だけでなく、農山漁村地域全体における地域活性化や所得向上につながります。

農泊（農山漁村滞在型旅行）



2 農村民宿と農村民泊

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行うには、1でも述べたように、旅館業法に基づく許可（＝農村民宿）又は住宅宿泊事業法に基づく届出（＝農村民泊）が必要になります。

それぞれの制度の違いは表1を参考にいただき、不明な点は開業する市町村を管轄する保健所、保健福祉（環境）事務所または県庁（以下「保健福祉（環境）事務所等」とします。）に相談してください。

また、具体的な手続きの流れは4ページ以降で説明します。

（表1）関係法令による制度の違い（宿泊の許認可に関する3制度の比較）

	旅館業法 （簡易宿所）	住宅宿泊事業法 （民泊新法）	【参考】 国家戦略特区法 （特区民泊に係る部分） ※北九州市の一部地域のみ
本書での区分	農村民宿 P4参照	農村民泊 P12参照	
許認可等	認 可 （管轄する保健福祉（環境）事務所等に申請）	届 出 （県庁生活衛生課に届出）	認 定
	※認可・届出等のほか、県又は両政令市の宿泊税条例に伴う手続きが必要		
手数料	22,000円 （営業許可の期間が6か月を 超えない場合は11,000円）	な し	21,200円
営業日数の制限	制限なし	年間提供日数180日以内	2泊3日以上滞りが条件
最低床面積	最低床面積あり33㎡ （宿泊者数10人未満の場合は、 3.3㎡/人）	最低床面積あり （3.3㎡/人）	原則25㎡以上/室
住居専用地域での 営業	不 可	可 能	可 能
衛生措置	換気、採光、照明、 防湿、清潔等の措置	換気、除湿、清潔等の 措置、定期的な清掃等	換気、採光、照明、防湿、 清潔等の措置、使用の 開始時に清潔な居室の提供
非常用照明等の 安全確保の 措置義務	あ り	あ り 家主同居で宿泊室の面積が 50㎡以下の場合は不要	あ り 6泊7日以上滞在期間の 施設の場合は不要
消防用設備等の 設置	あ り	あ り 家主同居で宿泊室の面積が 50㎡以下の場合は不要	あ り
食事の提供	食事を調理して提供する場合には、食品衛生法に基づく飲食店営業許可が必要。 宿泊者自らが調理する場合や、宿側が宿泊者と一緒に調理する場合は許可不要		

※minpaku（観光庁サイト）をもとに当該作成
（令和4年3月現在）

3 農村民宿開業までの流れ

以下は、「旅館業法に基づく許可」及び関連する手続きについての内容を記載しています。

1 経営スタイル等の検討 P5~6

※ご家族の協力がなくてはうまくいきません。家族の皆さんでよく検討しましょう。

2 農村民宿開業のための事前相談 P7~8

<関係機関との事前相談>

保健福祉（環境）事務所、県土整備事務所、消防本部、市町村等

※手続きを円滑に進めるために、事前に相談しましょう。特に、旅館業法上の簡易宿所にあたるかどうかを保健福祉（環境）事務所等に相談しましょう。（チェックシートや簡単な平面図・写真などをお持ちください。）

3 農林漁業体験民宿業者であることの確認 P9

【窓口】市町村 ※担当部署は各市町村にご確認ください



① 農林漁業体験民宿業の確認書



4 都市計画法に関する手続き P9

※市街化調整区域での開業は原則不可



【窓口】市町村の都市計画法担当窓口、
県庁都市計画課開発係



② 許可書
(写し)

5 建築基準法に関する手続き P9

※建築基準法上の確認申請を要する規模・用途を計画される場合に必要となります。また、地域によっては届出のみとなる場合があります。



【窓口】県土整備事務所建築指導課、
福岡市・北九州市・久留米市・
大牟田市の各市役所、指定確認検査機関



③ 確認済証・検査済証※
(写し)

※用途変更の場合、
工事の完了は届出手続きと
なるため、検査済証は
交付されません

6 消防法に関する手続き P10

※消防法上「宿泊施設」扱いとなる場合は必須



【窓口】消防本部（局）・消防署



④ 消防法令適合通知書

7 旅館業法に関する手続き P10

【窓口】保健福祉（環境）事務所等



8 食品衛生法に関する手続き P10

【窓口】保健福祉（環境）事務所等



9 宿泊税に関する手続き P11

【窓口】博多県税事務所等

②③は必要に応じて
④は必須

その他、以下も併せて検討
・安全管理（保険加入や各種リスクへの対応）
・PR方法

開業

(1) 経営スタイル等の検討

農村民宿では、農林漁業等を営みつつ宿泊業を営む場合もあり、それらのバランスを図った、最も自分に適した経営スタイルを検討することが不可欠です。

これを検討することで、見込み客層、サービスの範囲、従業員の要否と員数、宿泊業の収支見込みなどに関して、民宿としての営業規模が具体的にイメージできます。

また、実際に農村民宿に宿泊したり、開業地域にある農泊地域協議会に連絡してみるのもよいでしょう。18ページに、県内で農村民宿を行っている地域協議会を掲載していますので参考にしてください。地域協議会のなかには、農村民宿等の申請手続きを代行しているところや、申請方法を助言しているところもあります。

検討事項例 ※農林水産省「農林漁家民宿開業・運営の手引き」を参考に県で作成

ア 業態の検討；農林漁業等とのバランス

- ①宿泊業を主とするのか ②農林漁業等を主とするのか

イ 家族・従業員の業務分担

ウ 営業時期；

- 通年型 ○季節型（長期休暇、農閑期等） ○週末型 など

エ 施設スタイルの検討（表2）

活用パターン	特徴
別棟活用	母家とつながっているような離れの空き部屋を活用します。農山漁村でのんびりしたいという客層には、気遣いが少なく良いでしょう。
空き家利用	現在空き家となっている家屋を活用し、一部または全部を客室として活用します。
空き部屋活用	母家の空き部屋を活用します。日常の農林漁家の暮らしをそのまま体験したいと考える客層には、好まれるでしょう。

オ サービス形態の検討

(a) 食事の提供方法（表3） ※下表は一例です。また、営業許可申請要否は目安です。

食事の提供方法	特 徴	飲食店営業許可申請
①素泊まり型	食事を提供しないので、受入れ側の労力は大きく軽減されます。近隣の飲食店を案内するなどの配慮が必要でしょう。	不要
②自炊型	宿泊者が自炊できる施設を用意します。	不要
③郷土料理体験型 （共同調理）	宿泊者が受入れ先の家族などから郷土料理を教えてもらい、調理体験する方式です。	不要
④1泊朝食付	民宿経営で労力のかかる食事提供のうち、朝食のみの提供を行う方式です。経営者側の労力は軽減できます。①同様、近隣の飲食店を案内するなどの配慮が必要でしょう。	要
⑤1泊朝食付＋ 郷土料理体験	③と④を組み合わせた方式です。	要
⑥1泊2食型	通常の旅館や民宿のように、夕食と朝食を提供する方式です。	要

(b) 他のサービスの併設

○飲食店の併設 ○直売所の併設 など

(c) 体験プログラムの設定・開発

（表4）体験プログラムの例

区 分	一 例
食体験	タケノコ掘り、山菜採り、豆腐づくり、そば打ち、茶の手もみ
自然体験	里山案内、田畑・里山などの生きもの観察・調査、山野草の苗づくり
農村文化体験	獅子舞・神楽等の伝統文化の学習・参加、集落のお祭りへの参加
手仕事体験	草木染め、薪割り、炭焼き、竹細工、陶芸、和紙手すき
農林漁業体験	定植、収穫、下草刈り、間伐・枝打ち、地引き網、シイタケ駒打ち

(d) セールスポイントの設定

○家庭的で素朴な接客 ○新鮮な農林水産物 ○地元住民との交流 など

(e) 見込み客層

○若年層向け ○家族層向け ○中高年層向け ○教育旅行（学童）向け
○会社（ワーケーション、テレワーク、福利厚生）向け など

(2) 農村民宿開業のための事前相談

農村民宿を開業するためには、旅館業法・食品衛生法・消防法・建築基準法・農地法などの許認可が必要となる場合があります。また、それに伴い設備投資が必要となったり、開業までに日数を要したりすることがあります。

開業を計画する場合には、経営スタイルなどを検討し、内容が固まったら早い段階から関係機関に相談しましょう。関係法令については次ページ以降に記載していますので、併せてご参照ください。

(表5) 開業までに必要となる書類 (主なもの)

書 類	4 ページでの該当法令					
	④ 都市計 画法	⑤ 建築 基準 法	⑥ 消 防 法	⑦ 旅 館 業 法	⑧ 食 品 衛 生 法	⑨ 宿 泊 税 条 例
申請書等	○	○	○	○	○	○
図面 (平面図・立面図・設備図など)	※1	※1	○	○	○	
法人の場合、定款又は寄付行為の写し				○		
消防法上「旅館」に該当する場合、 消防法令適合通知書			※2	○		
建築基準法等に基づく建築確認が必要な場合、 検査済証の写し		※3		○		
登記事項証明書 (個人の場合は住宅の、 法人の場合は法人のものを取得)			○			
水道以外の水を使用する場合、 水質検査の結果証の写し					○	
旅館業営業許可書				※4		○
宿泊約款等の契約書面又は賃貸借契約書						○
手数料	有	有	無	有	有	無

※1 詳細は各窓口へお問い合わせください。

※2 消防法による消防法令適合通知申請を行うと、基準を満たせば消防法令適合通知書が交付されます。

※3 建築基準法に基づく建築確認完了後、建築基準法に基づく検査済証が交付されます。

※4 旅館業法に基づく営業許可申請後、旅館業法に基づく営業許可証が交付されます。

関係法令の許可基準が表6のとおり一部緩和され、農村民宿は、一般の民宿に比べて開業しやすくなっています。

(表6) 農村民宿に関する規制緩和措置一覧

法令	規制緩和措置の内容	適用年度
旅館業法	農林漁業者であるかどうかや個人であるかどうかにかかわらず、客室延床面積が33㎡未満でも、簡易宿所の許可が受けられる	平成15年 平成23年 平成30年
	教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる場合など、客観的にみて宿泊料にあたるものを徴収しない場合は、旅館業法の適用対象とはならないことが明確化	平成23年
食品衛生法	農林漁業体験時に提供される食事が全て自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合には、食品衛生法の営業許可は不要であることが明確化	平成22年
建築基準法	住宅の一部を農村民宿として利用し、小規模で避難上支障がないと認められれば、建築基準法上「旅館」に該当しないものとして取り扱う	平成17年
消防法	管轄の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことが可能	平成19年
旅行業法	農村民宿自らが、運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しないことが明確化	平成15年
道路運送法	農村民宿が宿泊サービスの一環として行う送迎輸送やその一環として行う周遊案内は、原則として許可対象外として明確化	平成15年
農地法	農業生産法人（現：農地所有適格法人）の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加	平成17年
酒税法	国家戦略特区法に基づく特区として承認された場合に限り（※どぶろく特区、県内の一部のみ）、農村民宿を営む農業者が、自ら生産した農産物を主原料として濁酒を製造する場合、酒類製造免許における最低製造数量基準が適用されない（6kl未満でも製造免許の対象）	平成15年
酒税法	酒場、料理店等を営む方は、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場所において自家製梅酒等を提供可	平成20年
農山漁村 余暇法	宿泊施設が、地域の農林漁業者と連携して農林漁業体験を提供する場合も、農林漁業体験民宿としての登録が可能	平成17年

(3) 農林漁業体験民宿業者であることの確認

- 「農林漁業体験民宿業」とは、農山漁村余暇法において「施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（農山漁村滞在型余暇活動）に必要な役務を提供する営業をいいます。
 - 農林漁業体験民宿業を営む際、表6のような規制緩和措置が受けられることから、市町村に対し、必要に応じて農林漁業体験民宿業に該当するかどうかの確認を受けていただきます。
 - 農山漁村滞在型余暇活動は、提供又はあっせんが必要となります。
- ※平成30年から、農林漁業体験民宿業開業に際し、農林漁業者でなくても開業できるようになったことから、「農林漁業者であることの証明書（農業委員会、森林組合、漁業組合等が発行）」は必須ではなくなりました。
- ※様式は市町村によって異なりますので、申請市町村へお尋ねください（28ページ以降に参考様式を掲載しています）。

(4) 都市計画法に関する手続き

- 市街化調整区域では、原則として農林漁業者が行う空き部屋活用以外での農村民宿を開業することはできません。
- 詳しくは、各窓口にお問い合わせください。（22ページ参照）

(5) 建築基準法に関する手続き

- 建物を新築、増築、改築又は移転する場合、着手前の確認（建築確認）が必要です。また、住宅の一部を農村民宿に用途変更する場合、規模によって建築確認が必要です。
 - 旅館業法の簡易宿所に該当する場合、建築基準法上の「旅館」としての基準に適合する必要があります（下記一例）。
 - ・間仕切壁…防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達していること。
 - ・非常用の照明装置…居室、階段、通路等に非常用の照明装置を設置すること
- ※住宅の一部を農村民宿として利用し、小規模（33㎡未満）で、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる場合に、建築基準法上「旅館」ではなく「兼用住宅」扱いとなる場合があります。具体的には、開業自治体を管轄する窓口にご相談ください。（23ページ参照）

(6) 消防法に関する手続き

- 防火対象物として適合しているかどうかの確認が必要です。
- 規模によっては、消防用設備などの設置や防火管理者の選任が必要です。
- 旅館業の営業許可申請を行う際には、「消防法令適合通知書」の添付が必要です。
- 消防法上の「宿泊施設」としての基準に適合しているため、下記のような消防用設備などの設置が必要となります（下記一例）。
 - ・消火器、自動火災報知設備、誘導灯、誘導標識の設置
 - ・防災物品の使用（じゅうたん、カーテン等は防災物品とする）
- ※建物の構造により、設置が必要となる設備が異なりますので、詳しくは、建物の管轄消防本部（局）、消防署にお問い合わせください。（24ページ参照）
- 家主が不在とならず、宿泊室の合計床面積が50㎡以下で、かつ住宅床面積合計より小さい場合に、消防法上「宿泊施設」ではなく「一般住宅」扱いとなる場合があります。

(7) 旅館業法に関する手続き

- 宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行うには、旅館業法第3条による「旅館業営業許可」を申請する必要があります。
- 旅館業法の営業許可を受けるためには、構造設備の基準に適合する必要があります（下記一例）。
 - ・浴室等……適当な規模の入浴設備、洗面設備を有すること
 - ・便所……適当な数の便所を有すること
 - ・その他……適当な換気、採光、照明、防湿および排水の設備を有すること
- ※具体的には、開業する自治体を管轄する窓口にご相談ください。（20ページ参照）

(8) 食品衛生法に関する手続き

- 食事を宿側が提供する場合、別途「飲食店営業許可」を取得する必要があります（宿泊者との共同調理の場合は許可取得不要）。
- 飲食店営業許可を受けるためには、営業施設に関する基準を満たす必要があります。また、食品を製造又は販売する場合は、食品の種類によって、製造業又は販売業に関する許可又は届出が必要です。許可又は届出を要する場合、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理及び食品衛生責任者等の設置が必要です。
- ※具体的には、開業する自治体を管轄する窓口にご相談ください。また、食品を製造又は販売する場合も、ご相談ください。（21ページ参照）

(9) 宿泊税に関する手続き

- 福岡県内の宿泊施設に宿泊する場合、宿泊客から「宿泊税」として1人1泊につき200円（施設の所在地が福岡市内の場合は宿泊料金に応じて200円又は500円）を徴収し、県又は政令市へ納入する必要があります。
- 事業開始日の確定又は「旅館業営業許可」「特区民泊事業の認定」又は「住宅宿泊事業の届出」が完了した場合は、「経営申告書」を宿泊施設の所在地を管轄する窓口へ提出します。
- 県（政令市以外）の「宿泊税特別徴収事務の手引き」もご参照ください。
（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzie-yousiki.html>）
※具体的には、開業する自治体を管轄する窓口にご相談ください。（25ページ参照）

(10) その他の関係規程

- ※施設が以下の法令による届出の対象かどうか、事前に窓口でご確認ください。
- 農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）（窓口；市町村の農業担当窓口（農業委員会等））
 - ・農村民宿の開業にあたり、農地の権利を取得する場合や農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法に基づく許可が必要になります。
 - ・また、開発行為の予定地が農業振興地域の農用地区域内である場合は、あらかじめ区域変更等の手続きが必要になります。
- 浄化槽法（窓口；25ページ参照）

下水道の区域外では排水を処理するために適切な処理能力を持った浄化槽を設置しなければなりません。

浄化槽が設置された建物で開業する場合、既設の浄化槽では処理能力が不足する可能性があります。事前に窓口で能力について相談し、必要な手続きを行ってください。

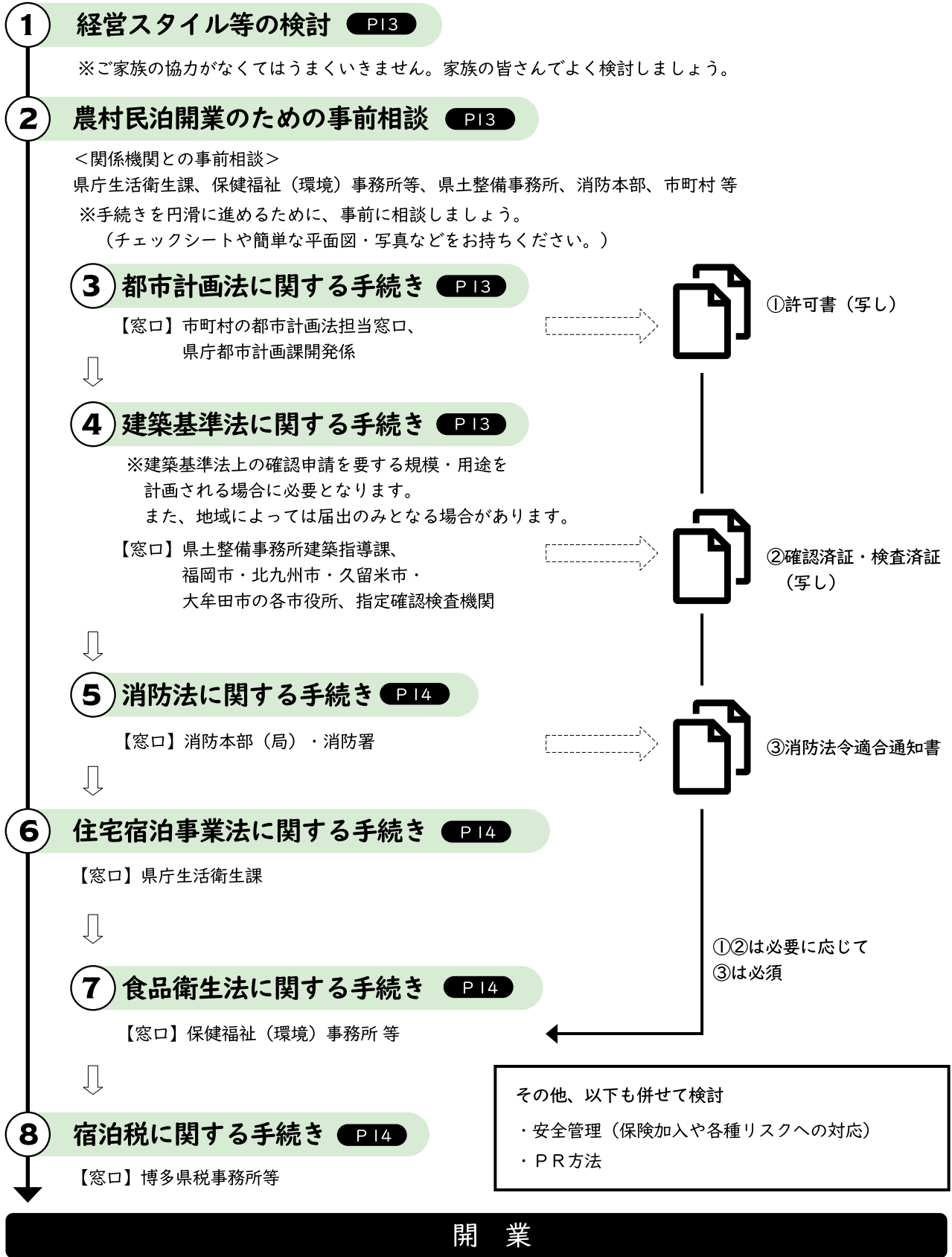
なお、浄化槽を新設する場合も、あらかじめ届出が必要です。
- 水質汚濁防止法（窓口；26ページ参照）

厨房施設や入浴施設などから公共用水域に水を排出する場合、届出が必要です。
- 温泉法（窓口；26ページ参照）

温泉の掘削や提供をする場合は、許可が必要です。

4 農村民泊開業までの流れ

以下は、「住宅宿泊事業法に基づく届出」についての内容を記載しています。



(1) 経営スタイル等の検討

基本的な内容は5ページと同様ですが、住宅宿泊事業法の場合は以下の点も確認が必要です。

- ・住宅宿泊事業法における「住宅」の要件を満たしているか

設備要件：建物内に①台所、②浴室、③便所、④洗面設備が家屋内に設けられていること。

居住要件：以下のいずれかを満たす家屋であること。

①現に人の生活の本拠として使用されている家屋

②入居者の募集が行われている家屋

③随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

※詳細は「福岡県 住宅宿泊事業者の手引き」をご参照ください

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/60191.pdf>

- ・人を宿泊させる日数は、1年間で180日以内であるか

(2) 農村民泊開業のための事前相談

農村民泊開業の場合も、住宅宿泊事業法のほか、農村民宿と同様に各種法令に関する手続きが必要となりますが、農村民宿のような規制緩和措置がないため、注意が必要です。

(3) 都市計画法に関する手続き

※手続きについては、開業する自治体を管轄する各窓口にお問い合わせください。(22ページ参照)

(4) 建築基準法に関する手続き

○建物を新築、増築、改築又は移転する場合、着手前の確認（建築確認）が必要です。また、住宅の一部を農村民宿に用途変更する場合、規模によって建築確認が必要です。

※具体的には、開業する自治体を管轄する県土整備事務所建築指導課又は市にご相談ください。(23ページ参照)

(5) 消防法に関する手続き

- 防火対象物として適合しているかどうかの確認が必要です。
- 規模によっては、消防用設備等などの設置、防火管理者の選任が必要です。
- 宿泊事業法の届け出を行う際には、「消防法令適合通知書」の添付が必要です。
- 消防法上の「宿泊施設」としての基準に適合しているため、下記のような消防用設備等などの設置が必要となります。（下記一例）
 - ・消火器、自動火災報知設備、誘導灯、誘導標識の設置
 - ・防災物品の使用（じゅうたん、カーテン等は防災物品とする）
- ※建物の構造により、設置が必要となる設備が異なります。
- 家主が不在とならず、宿泊室の合計床面積が、50㎡以下でかつ住宅床面積合計より小さい場合に、消防法上「宿泊施設」ではなく「一般住宅」扱いとなる場合があります。
- 農村民宿用途の床面積が、50㎡以下でかつ住宅床面積合計より小さい場合に、消防法上「旅館」ではなく一般住宅扱いとなる場合があります。
- ※詳しくは、建物の管轄消防本部（局）、消防署にお問い合わせください。（24ページ参照）

(6) 住宅宿泊事業法に関する手続き

- 宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行う場合、都道府県知事等へ届出を行うことで、年間の宿泊提供日数が180日を超えない範囲で、住宅宿泊事業（いわゆる民泊サービス）を行うことができます。
- 用途地域に関わらず住宅宿泊事業を行うことができます。（ただし工業専用地域は不可）
- 詳細は、以下の資料をご参照ください。
 - ・【福岡県作成】住宅宿泊事業者の手引き
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/60191.pdf>
 - ・観光庁 民泊情報ポータルサイト「minpaku」<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>
- ※具体的には、県庁生活衛生課営業指導係にご相談ください。（20ページ参照）

(7) 食品衛生法に関する手続き

- 食事を宿側が提供する場合、別途「飲食店営業許可」を取得する必要があります。取扱いについては農村民宿の場合と同様です。
- ※具体的には、開業する自治体を管轄する保健福祉（環境）事務所等にご相談ください。（21ページ参照）

(8) 宿泊税に関する手続き

- 取扱いについては農村民宿の場合と同様です。
- 県（政令市以外）の「宿泊税特別徴収事務の手引き」もご参照ください。
（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzie-yousiki.html>）
- ※詳細は、開業する自治体を管轄する窓口にご相談ください。（25ページ参照）

(9) 宿泊税に関する手続き

- 福岡県内の宿泊施設に宿泊する場合、宿泊客から「宿泊税」として1人1泊につき200円（施設の所在地が福岡市内の場合は宿泊料金に応じて200円又は500円）を徴収し、県又は政令市へ納入する必要があります。
- 事業開始日の確定又は「旅館業営業許可」「特区民泊事業の認定」又は「住宅宿泊事業の届出」が完了した場合は、「経営申告書」を宿泊施設の所在地を管轄する窓口へ提出します。
- 県（政令市以外）の「宿泊税特別徴収事務の手引き」もご参照ください。
（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzie-yousiki.html>）
※具体的には、開業する自治体を管轄する窓口にご相談ください。（25ページ参照）

(10) その他の関係規程

- ※施設が以下の法令による届出の対象かどうか、事前に窓口でご確認ください。
- 農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）（窓口；市町村の農業担当窓口（農業委員会等））
 - ・農村民宿の開業にあたり、農地の権利を取得する場合や農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法に基づく許可が必要になります。
 - ・また、開発行為の予定地が農業振興地域の農用地区域内である場合は、あらかじめ区域変更等の手続きが必要になります。
- 浄化槽法（窓口；25ページ参照）

下水道の区域外では排水を処理するために適切な処理能力を持った浄化槽を設置しなければなりません。

浄化槽が設置された建物で開業する場合、既設の浄化槽では処理能力が不足する可能性があります。事前に窓口で能力について相談し、必要な手続きを行ってください。

なお、浄化槽を新設する場合も、あらかじめ届出が必要です。
- 水質汚濁防止法（窓口；26ページ参照）

厨房施設や入浴施設などから公共用水域に水を排出する場合、届出が必要です。
- 温泉法（窓口；26ページ参照）

温泉の掘削や提供をする場合は、許可が必要です。

5 開業チェックシート

開業構想や開業に必要な条件を整理してみましょう。□にはレ点を入れてください。

項目	内容		関係法令
農林漁業 体験	主な体験メニューを記入 ()		農山漁村 余暇法
経営者	□農家、□林家、□漁家、□いずれでもない		旅館業法 住宅宿泊事業法
立地条件	□都市計画区域 →□市街化区域、□市街化調整区域、□非線引都市計画区域 □都市計画区域外、準都市計画区域 ※その他、農地法、農振法等の制限を受けます。		都市計画法 ほか
建物の状況	客室のある建物：□既存 □新築 □改築		建築基準法 消防法
客室の数・ 面積・位置	部屋数 () 客室の位置：□1階、□2階、□その他 () 部屋 客室の延床面積 (m ²) 建物の延床面積 (m ²)		旅館業法 建築基準法
宿泊定員数	1日の宿泊定員数 (人/日)		旅館業法
お風呂	□あり	□家庭用と共用 (□井戸水、□水道水、□温泉) □宿泊客専用 (□井戸水、□水道水、□温泉)	旅館業法
	□なし	(近隣の浴場利用) →浴場名 ()	
トイレ	□家庭用と共用	□和式大 () 個、小 () 個、洋式 () 個	旅館業法
	□宿泊客専用	□和式大 () 個、小 () 個、洋式 () 個	
食事の提供	□あり	□一泊二食付 □一泊朝食付	食品衛生法
	※要営業許可	□一泊朝食付+郷土料理体験式	
自家製加工 食品の販売	□あり	□素泊まり式 □自炊式 □郷土料理体験式	食品衛生法
	※要営業許可または営業届	具体的に、製造販売する加工食品名をすべて記入 ()	
送迎	□あり	□最寄りの駅まで □それ以外(具体的に記入)→ ()	道路運送法
	□なし		
使用水	□水道水		旅館業法 食品衛生法
	□井戸水等 ※水質基準に適合することが必要です。		
下水道	□下水道		浄化槽法 建築基準法
	□浄化槽 (□合併浄化槽、□単独浄化槽) ※浄化槽の能力不足がないかどうか確認が必要です。		
営業期間	□通年営業 (定休日 曜日、ほか)		
	□季節営業 (月 日 ~ 月 日)		
	□週末営業		
	□その他 ()		
料金設定	一泊二食付 (円/人)		
	一泊朝食付+郷土料理体験 (円/人)		
	素泊まり式 (円/人)		
	自炊式 (円/人)		
	その他 () (円/人)		
	体験指導料 (円/人)		
保険の加入	□あり	具体的に記入 (保険会社、加入内容等) ()	
	□なし		

※農林水産省「農林漁家民宿開業・運営の手引き」をもとに当課作成

參考資料

Ⅰ 県内の農泊地域協議会一覧 (令和4年3月現在)

福岡地区【7団体】

- ・北崎を考える会（福岡市）
- ・宗像鯨の会（宗像市）
- ・宗像常若ツーリズム推進協議会（宗像市）
- ・朝倉グリーンツーリズム協議会（朝倉市 他）
- ・小石原地区農泊推進協議会（東峰村）
- ・糸島地魚ツーリズム推進協議会（糸島市）
- ・新宮町東部地区活性化推進協議会（新宮町）

北九州地区【3団体】

- ・豊前グリーンツーリズム研究会（豊前市）
- ・巢狩谷グリーンツーリズム研究会（上毛町）
- ・上城井ふれあい協議会（築上町）

筑後地区【12団体】

- ・久留米耳納グリーンツーリズム協議会（久留米市）
- ・柳川市有明海ツーリズム研究会（柳川市）
- ・母の膳推進協議会（八女市）
- ・八女福島農泊推進協議会（八女市）
- ・八女市星野村古民家暮らし研究会（八女市）
- ・うきは福富古民家まちづくり協議会（うきは市）
- ・筑後吉井農泊推進協議会（うきは市）
- ・浮羽地区農泊推進協議会（うきは市）
- ・姫治子ども交流推進協議会（うきは市）
- ・うきは中山間地区農泊推進協議会（うきは市）
- ・大刀洗グリーンツーリズム協議会（大刀洗町）
- ・みやま市グリーン・ツーリズム推進協議会（みやま市）

筑豊地区【3団体】

- ・塞翁が馬の会（飯塚市）
- ・足白地区農泊推進協議会（嘉麻市）
- ・川崎町農泊地域協議会（川崎町）

※詳しくは各農泊協議会のホームページ等をご覧ください。

※受入れを休止している可能性がありますので、訪問の際は各農泊地域協議会へ事前にご連絡ください。

2 開業後に検討すること

(1) 農村民宿／民泊農業のPR

多くの宿泊者を呼び込むためのPR方法として、以下が考えられます。

①HPやSNS（Facebook、Instagram、Twitter）アカウントの開設

②余暇法第16条に基づく農林漁業者体験民宿の登録制度の活用

- ・R4.3現在、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構（まちむら交流きこう）と株式会社百戦錬磨の2事業者が登録されています。

- ・登録を行うと、各団体のHPでのPRも可能です。

- ・登録制度の概要、登録方法、手数料等は各団体のHP等をご確認ください。

③農家民宿を開業する市町村への広報協力依頼

(2) 保険制度の活用などのリスク管理

○宿泊中のケガや食中毒などによる宿泊客に対する補償や、火災や災害による損害などに対処するため、保険の加入を検討する必要があります。

○また、体験プログラムなどで危険を伴うような場合は、参加者に危険を回避するような事前の注意喚起と配慮を充分に行ってください。このような、配慮等を行ったうえで、万一、事故が発生した場合のリスク回避として、保険制度等の活用を検討してください。

○保険料については、料金に含めるなどの工夫をするとよいでしょう。

(表7) 農家民宿・体験民宿が加入する保険例

対象	内容	販売されている保険の例
宿泊・体験施設内での事故や災害	施設事故 例) 施設の欠陥により宿泊客がけがをした、失火で宿泊客が死傷した など	○旅館賠償責任保険 など
	生産物事故 例) 提供した食事が原因で食中毒が発生した など	
	保管物事故 例) 客室の宿泊客の品物が盗難にあった など	
屋外での事故や災害	対人・対物賠償 例) 不十分な指導で体験者がけがをした など	○体験指導賠償責任保険 など

(表8) 宿泊客が加入する保険例

対象	内容	販売されている保険の例
宿泊客・体験者自身でけがをした、加害者になった場合	傷害事故 例) 宿泊客・体験者が不注意でけがをした など	○国内旅行傷害保険 ○参加者傷害保険 ○レクリエーション保険 など
	賠償責任 例) 宿泊客・体験者がけんかし相手にけがを負わせた、宿泊客・体験者が施設の物を破損した など	

*詳細は、最寄りの保険代理店又は（一財）都市農山漁村交流活性化機構にお問い合わせください。

*なお、旅館賠償責任保険・参加者傷害保険・指導者賠償責任保険を組み合わせた「グリーン・ツーリズム総合補償制度」もあります。

3 相談窓口一覧

※紙幅の都合で、管轄区域を市区郡と市区町村で記載しているものがありますので、ご注意ください。

(1) 農家民宿全般に関すること

●各市町村の農業振興担当部署もしくは、下記へ。

窓 口	電話番号
県庁食の安全・地産地消課 地産地消推進係	092-643-3575

(2) 旅館業法及び住宅宿泊事業法に関すること

	窓 口	電話番号	管轄する区域
県の出先機関	県庁生活衛生課営業指導係	092-643-3279	北九州市・福岡市・久留米市以外 (申請等は下記窓口へ)
	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課生活衛生係	092-513-5599	筑紫野市・春日市・大野城市・ 太宰府市・那珂川市
	粕屋保健福祉事務所 保健衛生課保健衛生係	092-939-1744	古賀市・糟屋郡
	糸島保健福祉事務所保健衛生課	092-322-3268	糸島市
	宗像・遠賀保健福祉環境 事務所 保健衛生課生活衛生係	0940-47-0344	中間市・宗像市・福津市・遠賀郡
	嘉穂・鞍手保健福祉環境 事務所 保健衛生課生活衛生係	0948-21-4973	直方市・飯塚市・宮若市・嘉麻市・ 鞍手郡・嘉穂郡
	田川保健福祉事務所 保健衛生課生活衛生係	0947-42-9309	田川市・田川郡
	北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課保健衛生係	0946-22-2741	小郡市・うきは市・朝倉市・朝倉郡・ 三井郡
	南筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課生活衛生係	0944-72-2163	柳川市・八女市・筑後市・大川市・ みやま市・大牟田市・三潞郡・八女郡
	京築保健福祉環境事務所 保健衛生課保健衛生係	0930-23-2245	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡
北九州市	保健所東部生活衛生課	093-522-8728	門司区・小倉北区・小倉南区
	保健所西部生活衛生課	093-642-1441	若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区
福岡市	東区保健福祉センター衛生課	092-645-1112	東区
	博多区保健福祉センター衛生課	092-419-1125	博多区
	中央区保健福祉センター衛生課	092-761-7351	中央区
	南区保健福祉センター衛生課	092-559-5161	南区
	城南区保健福祉センター衛生課	092-831-4219	城南区
	早良区保健福祉センター衛生課	092-851-6602	早良区
	西区保健福祉センター衛生課	092-895-7094	西区
久留米市	健康福祉部保健所衛生対策課	0942-30-9727	久留米市

(3) 食品衛生法に関すること

	窓 口	電話番号	管轄する区域
	県庁 生活衛生課 食品衛生係	092-643-3280	北九州市・福岡市・久留米市以外 (申請等は下記窓口へ)
県 の 出 先 機 関	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課食品衛生係	092-513-5582	筑紫野市・春日市・大野城市・ 太宰府市・那珂川市
	粕屋保健福祉事務所 保健衛生課保健衛生係	092-939-1744	古賀市・糟屋郡
	糸島保健福祉事務所保健衛生課	092-322-3268	糸島市
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健衛生課食品衛生係	0940-36-3318	中間市・宗像市・福津市・遠賀郡
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 保健衛生課食品衛生係	0948-21-4817	直方市・飯塚市・宮若市・嘉麻市・ 鞍手郡・嘉穂郡
	田川保健福祉事務所 保健衛生課食品衛生係	0947-42-9378	田川市・田川郡
	北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課保健衛生係	0946-22-2741	小郡市・うきは市・朝倉市・朝倉郡・ 三井郡
	南筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課食品衛生係	0944-72-2162	柳川市・八女市・筑後市・大川市・ みやま市・三潴郡・八女郡・大牟田市
	京築保健福祉環境事務所 保健衛生課保健衛生係	0930-23-2245	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡
北 九 州 市	保健所東部生活衛生課食品衛生係	093-522-8728	門司区・小倉北区・小倉南区
	保健所西部生活衛生課食品衛生係	093-642-1441	若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区
福 岡 市	東区保健福祉センター 衛生課食品係	092-645-1111	東区
	博多区保健福祉センター 衛生課食品係	092-419-1126	博多区
	中央区保健福祉センター 衛生課食品係	092-761-7356	中央区
	南区保健福祉センター 衛生課食品係	092-559-5162	南区
	城南区保健福祉センター 衛生課食品係	092-831-4219	城南区
	早良区保健福祉センター 衛生課食品係	092-851-6609	早良区
	西区保健福祉センター 衛生課食品係	092-895-7095	西区
	久留米市保健所 衛生対策課食品衛生チーム	0942-30-9726	久留米市

(4) 都市計画法に関すること

- 各市町村の都市計画法担当窓口（但し、市街化調整区域は市町のみ）。
もしくは、以下窓口へ。

窓 口	電話番号	管轄する区域
県庁 都市計画課 開発第一係・開発第二係	092-643-3715	下記市町以外 (ただし申請は各市町村へ)
北九州市 建築都市局 計画部 都市計画課	093-582-2451	北九州市
福岡市 住宅都市局 建築指導部 開発・建築調整課	092-711-4587	福岡市東区、 博多区、中央区、 南区
開発指導第1係		
開発指導第2係	092-711-4588	福岡市城南区、 早良区、西区
久留米市 都市建設部建築指導課	0942-30-9089	久留米市
大任町 事業課土木係	0947-63-3001	大任町

(5) 建築基準法に関すること

	窓 口	電話番号	管轄する区域
県 の 出 先 機 関	福岡県土整備事務所 建築指導課建築審査係	092-641-0169	古賀市、糟屋郡、糸島市
	久留米県土整備事務所 建築指導課建築審査係	0942-44-5225	小郡市・うきは市・三井郡
	南筑後県土整備事務所 柳川支所 建築指導課	0944-72-2564	柳川市・大川市・みやま市・三潴郡
	直方県土整備事務所 建築指導課	0949-22-5639	直方市・宮若市・鞍手郡
	京築県土整備事務所 建築指導課	0979-82-3364	豊前市・築上郡・行橋市・京都郡
	朝倉県土整備事務所 建築指導課	0946-22-1859	朝倉市、朝倉郡
	八女県土整備事務所 建築指導課	0943-22-6993	八女市・筑後市・八女郡
	北九州県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	093-691-4585	中間市・遠賀郡・宗像市・福津市
	田川県土整備事務所 建築指導課	0947-42-9117	田川市・田川郡
	飯塚県土整備事務所 建築指導課建築審査係	0948-21-4945	飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡
	那珂県土整備事務所 建築指導課建築審査係	092-513-5572	筑紫野市・春日市・大野城市・ 太宰府市・那珂川市
	北九州市 建築都市局 指導部 建築審査課	093-582-2535	北九州市
福岡市 住宅都市局 建築指導部 建築審査課	092-711-4577	福岡市	
久留米市 都市建設部 建築指導課	0942-30-9089	久留米市	
大牟田市 都市整備部 建築住宅課	0944-41-2797	大牟田市	

※建築確認については、上記行政窓口のほか、民間の指定確認検査機関もありますので、希望される申請先にご相談ください。

(6) 消防法に関すること

窓 口	電話番号	管轄する区域
北九州市消防局	093-582-3802	北九州市
福岡市消防局	092-725-6600	福岡市
大牟田市消防本部	0944-53-3521	大牟田市
直方市消防本部	0949-25-2300	直方市
柳川市消防本部	0944-74-0119	柳川市
筑後市消防本部	0942-52-2020	筑後市
行橋市消防本部	0930-25-2323	行橋市
中間市消防本部	093-245-0901	中間市
みやま市消防本部	0944-62-5125	みやま市
糸島市消防本部	092-322-4222	糸島市
苅田町消防本部	093-434-0119	苅田町
八女消防本部	0943-24-0119	八女市、広川町
筑紫野太宰府消防組合消防本部	092-924-5034	筑紫野市、太宰府市
飯塚地区消防本部	0948-22-7600	飯塚市、嘉麻市、桂川町
春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	092-584-1191	春日市、大野城市、那珂川市
田川地区消防本部	0947-44-0650	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
久留米広域消防本部	0942-38-5151	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町
京築広域圏消防本部	0979-82-0119	豊前市、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	0949-32-1130	宮若市、小竹町、鞍手町
甘木・朝倉消防本部	0946-22-0119	朝倉市、筑前町、東峰村
粕屋南部消防組合消防本部	092-935-5111	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町
宗像地区消防本部	0940-36-2425	宗像市、福津市
粕屋北部消防本部	092-944-0131	古賀市、新宮町
遠賀郡消防本部	093-293-1231	芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町

(7) 宿泊税に関すること

窓 口	電話番号	管轄する区域
福岡県 博多県税事務所 課税第三課 宿泊税係	092-260-6007	北九州市、福岡市以外
北九州市 課税第一課	093-582-2821	北九州市
福岡市 資産課税課	092-292-2496	福岡市

(8) 浄化槽法に関すること

	窓 口	電話番号	管轄する区域
県の出先機関	筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課	092-513-5611	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、糸島市、那珂川市
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 地域環境課	0940-36-2475	古賀市、糟屋郡、中間市、 宗像市、福津市、遠賀郡
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 地域環境課	0948-21-4975	直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、 鞍手郡、嘉穂郡、田川市、田川郡
	北筑後保健福祉環境事務所 環境課 地域環境係	0942-30-1052	小郡市、うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡
	南筑後保健福祉環境事務所 地域環境課	0943-22-6963	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、 大川市、みやま市、三潁郡、八女郡
	京築保健福祉環境事務所 環境課 地域環境係	0930-23-9050	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
	北九州市 環境局 循環社会推進部 業務課	093-582-2180	北九州市
福岡市	東区役所 生活環境課	092-645-1024	東区
	博多区役所 自転車対策・ 生活環境課	092-419-1070	博多区
	中央区役所 生活環境課	092-718-1092	中央区
	南区役所 生活環境課	092-559-5101	南区
	城南区役所 生活環境課	092-833-4087	城南区
	早良区役所 生活環境課	092-833-4343	早良区
	西区役所 生活環境課	092-895-7053	西区
	久留米市企業局 上下水道部 給排水設備課	0942-30-9237	久留米市

(9) 水質汚濁防止法に関すること

	窓 口	電話番号	管轄する区域
県の出先機関	筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課	092-513-5612	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、糸島市、那珂川市
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課	0940-36-6322	古賀市、糟屋郡、中間市、宗像市、 福津市、遠賀郡
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課	0948-21-4812	直方市、宮若市、鞍手郡
		0948-21-4813	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
		0948-21-4814	田川市、田川郡
	北筑後保健福祉環境事務所 環境課 環境指導係	0942-30-1058	小郡市、うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡
	南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課	0943-22-6964	柳川市、八女市、筑後市、大川市、 みやま市、三潴郡、八女郡
京築保健福祉環境事務所 環境課 環境指導係	0930-23-2380	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	
	北九州市 環境局 環境監視部 環境監視課	093-582-2290	北九州市
	福岡市 環境局 環境監理部 環境保全課	092-733-5386	福岡市
	久留米市 環境部 環境保全課	0942-30-9043	久留米市
	大牟田市 環境部 環境保全課	0944-41-2721	大牟田市

(10) 温泉法に関すること

窓 口	管轄する市等
県の出先機関 →各保健福祉環境事務所の（地域）環境課 P25参照	北九州市、福岡市、 久留米市以外
北九州市 →保健所東部（又は西部）生活衛生課 P20参照	北九州市
福岡市 →各区の保健福祉センター 衛生課 P20参照	福岡市
久留米市 →健康福祉部保健所 衛生対策課 P20参照	久留米市

(11) 「農林漁業体験民宿」の登録について

- （一財）都市農山漁村交流活性化機構（愛称：まちむら交流きこう）
TEL 03-4335-1981 URL <https://www.kouryu.or.jp/>
- （株）百戦錬磨
TEL 050-2018-3728 URL <https://www.hyakuren.org/>

参考様式

4 農林漁業体験民宿業者であることの確認 (参考様式)

※以下は様式例です。具体的には申請市町村へご確認ください。

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

市町村長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

農林漁業体験民宿業の申請をするにあたり、下記の内容について、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業に該当する旨を確認願います。

なお、確認にあたっては、必要に応じ関係機関等に当該確認申請書に記載の内容について照会することに同意します。

記

1 宿泊施設の名称及び所在地

名 称：

所在地：

2 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容

(別紙のとおり)

(別紙) 提供役務の内容 農業

農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容

令和 年 月 日

住所

氏名

農村滞在型余暇活動に必要な役務	具体的な内容
イ	農作業の体験の指導
ロ	農産物の加工又は調理の体験の指導
ハ	地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
ニ	農用地その他の農業資源の案内
ホ	農作業体験施設等を利用させる役務
ヘ	イ～ホに掲げる役務の提供のあっせん

↑該当するものに○をつけてください。

注1：様式1に添付すること。

(別紙) 提供役務の内容 林業

農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容

令和 年 月 日

住所

氏名

山村滞在型余暇活動に必要な役務	具体的な内容
	イ 森林施業又は林産物の生産 若しくは採取の体験の指導
	ロ 林産物の加工又は調理の 体験の指導
	ハ 地域の林業又は山村の生活 及び文化に関する知識の付与
	ニ 森林の案内
	ホ 山村滞在型余暇活動のために 利用されることを目的とする 施設を利用させる役務
	ヘ イ～ホに掲げる役務の提供の あっせん

↑該当するものに○をつけてください。

注1：様式1に添付すること。

(別紙) 提供役務の内容 漁業

農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容

令和 年 月 日

住 所

氏 名

漁村滞在型余暇活動に必要な役務	具体的な内容
イ	漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
ロ	水産物の加工又は調理の体験の指導
ハ	地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
ニ	漁場の案内
ホ	漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
ヘ	イ～ホに掲げる役務の提供のあっせん

↑該当するものに○をつけてください。

注1：様式1に添付すること。

(様式例)

〇〇第〇〇〇号

令和 年 月 日

住 所

氏 名 様

市町村長

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 確 認 書

令和 年 月 日で申請のありました以下の事項については、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業であることを確認しました。

なお、確認申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の確認申請を提出してください。

記

1 宿泊施設の名称及び所在地

名 称：

所在地：

2 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容



福岡県農林水産部食の安全・地産地消課